

高校生世代まで 医療費助成の対象を拡大します

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎⁰⁵2137)

8月1日(火)から高校生世代までの方の**入院医療費**が、子ども医療費助成の対象となります。

新たに対象となる方

- ・課税世帯の中学生の方
- ・高校生世代（満18歳に達した日からの最初の3月31日まで）の方

※高校生世代は課税、非課税世帯を問いません。学校に通っていない方、就労や婚姻している方も対象となります（被扶養者に限りません）。

助成対象となる医療費

- ・入院医療費
- ・指定訪問看護療養費

※医療保険適用外の費用や学校管理下での負傷により災害給付金が支給される医療費は対象外です。

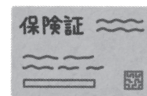
受給者証の交付申請手続き

入院医療費、指定訪問看護療養費が助成対象となることから、受給者証は**随時の交付**となります。

8月1日(火)以降、入院などが生じた際に交付申請手続きをしてください（退院後であっても申請していただくことができます）。

※未就学児・小学生・非課税世帯の中学生については、これまでと同様に年度更新時の交付となります。

※交付申請手続きの際は、お子さんの健康保険証をお持ちください。



子ども医療費助成の範囲

対象	医療保険の自己負担	助成対象	医療費助成適用後の自己負担			
			非課税世帯	課税世帯		
3歳未満	2割	通院	初診時一部負担金 (医科580円 歯科510円)	1割		
		入院				
3歳以上の未就学児		通院			初診時一部負担金 (医科580円 歯科510円)	1割
		入院				
小学生	通院	初診時一部負担金 (医科580円 歯科510円)	1割			
	入院					
中学生	通院			初診時一部負担金 (医科580円 歯科510円)	1割	
	入院					
高校生世代	通院	初診時一部負担金	1割			
	入院					

初回相談無料!

不動産の相続登記・名義変更手続
会社の設立・役員変更登記・定款作成
過払金返還請求・債務整理・破産手続

お気軽に
お問い合わせ下さい Tel(0143)81-2000

ホームページ▶ <http://www.etrance-office.com>

司法書士法人 エトランジェ 登別事務所

司法書士 黒崎 清

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く

皆様のプライバシーには最大限配慮いたします。

のぼりべつ法律事務所

弁護士 八木橋俊輔 札幌弁護士会

離婚・相続・消費者被害・債務整理
交通事故・その他

個人のお客様は初回無料です。

その他の相談も扶助制度が利用できる場合には無料となります。

<http://noboribetsu-law.jp/>

相談は
要予約

0143-83-7381

月～金 9:00～17:30
※夜間・土日は完全事前予約
登別市若山町4丁目40-5
メブル・ペット・ワン303号